参考資料3

令和元年度婦人保護事業関係予算の概要

平成30年度予算額 182億円の内数

令和元年度予算額 191億円の内数

1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金)

16百万円

〇婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

〇外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金 婦人保護事業費補助金

22億円

〇婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

〇婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。

〇婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給

個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を行い、支援体制の強化を図る。

〇心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

〇同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

〇夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

〇婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

〇婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

〇婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

※相談・支援の充実、資質向上を図る観点から、一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。

4 DV対策等の機能強化

(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

〇婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助に あたる。

補助要件を緩和し、事業の促進を図る。※事業対象者が「年度当初において10人以上」の要件を「年度当初において5人以上」に緩和

〇休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

〇配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

〇婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を 実施する。(年3回)

〇法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

〇婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を行い、支援体制の強化を図る。

5 若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

6 DV被害者等自立生活援助モデル事業

(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

169億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援

- 〇 平成19年年度より、いわゆる「ステップハウス」の運営を実施
- 平成24年度から賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を婦人 保護事業費補助金にて補助

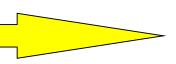
《ステップハウス》

退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣のアパート等を利用して生活訓練を行う。

利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能



婦人保護施設





近隣のアパート等

- ・職員が施設における支援とともに一体的に対応できる距離にあるア パート等で実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

婦人保護施設退所者自立生活援助事業

(趣旨)

婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続できるよう支援する(アフターケア)

(児童虐待·DV対策等総合支援事業(統合補助金))

(対象施設)

退所者のうち支援を希望する女性が10名以上いる婦人保護施設

(内容)

- ・訪問指導等による日常生活に対応する援助 (食生活、健康管理、金銭管理等)
- ・地域及び職場での対人関係の調整等
- ・関係機関等への同行支援
- •その他社会生活における相談、余暇指導等

※平成29年度 11ケ所(交付申請ベース)

(基準額:30年度)

・ 1施設当たり1,659,550円(10人を超えた対象者1人につき138,790円を乗じて加算)

若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

平成30年度予算額159億円の内数 → 令和元年度予算169億円の内数 ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかか支援を行うことにより早期の自立支援が可

◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。
〈実施主体〉都道府県・市・特別区
〈補助率〉国10/10



D V被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

(予算額) 平成30年度159億円の内数 → 令和元年度169億円の内数 (実施主体) 都道府県•市 婦人相談所 (補助率) 国 1 / 2、都道府県·市 1 / 2 時保護解除 D Vシェルター (NPO法人等) -時保護 DV被害等 ①自立支援 相談 斡旋 · 照会 都道府県 女性 D V シェルター入所中の自立支援 •各市 :生活相談、行政機関・裁判所等への支援、 就職支援等 ②定着支援 婦人相談所の一時保護(一時保護委 託含む) が解除され、日常生活上の基 D V シェルター退所後の定着支援 退所 本的な生活習慣が身に付いており、婦 :電話相談、家庭訪問、職場訪問等 人保護施設の入所までは至らないが、随 時、相談や行政機関への同行支援等が 必要なDV被害等女性 この機能を確立するため、都道府県・各市において、 本モデル事業を試行・検証する。 DV被害者等自立生活援助モデル事業を実施 ※1か所当たりの補助単価:4,403千円 自立(民間住宅等)

※DV被害等女性:DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象とする。

婦人相談員活動強化事業

(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

施策の目的

平成30年度予算159億円の内数 → 令和元年度予算169億円の内数

- ○女性を取り巻く様々な問題(DV被害、ストーカー被害、性暴力被害など)は、年々増大し、深刻化している。相談者と最初にコンタクトをとる婦人相談員については、**困難性のある問題を適切に対応するための高い専門性と切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている**。
- ○婦人相談員手当額の引き上げを行うことにより、婦人相談員の活動強化を図る。

内容

◈婦人相談員手当額の引き上げ

(平成30年度)

(平成29年度)

- 一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、**月額最大 191,800円** (月額最大149,300円) <u>に拡充</u> ※平成28年度以前 (月額最大106,800円)
- ◈婦人相談員の質の向上を図る観点から、以下のとおり研修受講要件を課し、これを満たす者について手当額の拡充を行う。
 - 以下の①又は②のいずれかに該当することを要件とする。
 - ① 国が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者 ※「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」(研修)
 - ② 地方公共団体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者 ※以下の項目程度の内容を盛り込んだ研修であって地方公共団体が認めた研修とする。
 - 法制度、施策の理解(他制度、他施策含む)
 - ・ 相談、支援スキルの習得(相談対応技術、困難ケース対応、事例検討等)
 - ・ 関係機関との連携 等
 - * 平成29年度末までに上記①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修 を受講したものとして取り扱うこととする。(過去に受講している者も対象とする取扱い)
- ◈実施主体 都道府県・市
- ◈補助率 国1/2(都道府県・市1/2)